

保険・年金 フォーカス

年金改革ウォッチ 2014年12月号 ～ポイント解説：今後の年金改革の基本方針

年金総合リサーチセンター 主任研究員 中嶋 邦夫

(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

http://www.nli-research.co.jp/company/insurance/kunio_nakashima.html

1 —— 先月までの動き

○社会保障審議会 年金部会

11月4日（第27回）テーマ 働き方に中立的な社会保障制度 他

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000063778.html> （配布資料）

11月19日（第28回）テーマ これまでの議論の整理、基本ポートフォリオの変更

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000065782.html> （配布資料）

○社会保障審議会 年金積立金の管理運用に係る法人のガバナンスの在り方検討作業班

テーマ GPIFのガバナンス体制について（毎回共通）

11月 4日（第1回）URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000063825.html> （配布資料）

11月10日（第2回）URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000064553.html> （配布資料）

11月14日（第3回）URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000065202.html> （配布資料）

11月25日（第4回）URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000066127.html> （配布資料）

○11月12日 社会保障審議会 年金数理部会（第60回）

テーマ 公的年金におけるリスク管理、年金数理部会の活動

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000064581.html> （配布資料）

○11月17日 公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業検討会（第6回）

テーマ 市町村国民年金窓口における業務支援ツール

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000065467.html> （配布資料）

○11月17日 社会保障審議会企業年金部会厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会（第7回）

テーマ 特例解散等の調査審議（非公開）

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000064690.html> （開催案内）

○11月18日 社会保障審議会 企業年金部会（第12回）

テーマ 確定拠出年金における運用

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000065605.html> （配布資料）

○11月28日 社会保障審議会 年金事業管理部会（第6回）

テーマ 平成26年度における日本年金機構の取組状況等、社会保障・税番号（マイナンバー）制度他

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000061518.html> （開催案内）

2 ——— ポイント解説：今後の年金改革の基本方針

年金部会では取りまとめに向けた議論が始まりました。本稿では、11月19日の部会で確認された「各検討項目を貫いて今後の制度改革の基本に置くべき考え方」（以下、基本方針）について考えます。

1 | 幅広い改革に含み

報道では具体的な改革内容に注目が集まりがちですが、基本方針は今後の年金改革を展望する上で重要なものです。11月19日の会合では右の5つが事務局から示され、了承されました(図表1)。

今年6月に財政検証が公表された後の年金部会では、社会保障制度改革国民会議の報告書や社会保障制度改革プログラム法、および一体改革で成立した年金関連4法で提示された検討課題を踏まえて、5つの課題を議論してきました(図表2)。

今回確認された基本方針は、年金部会に与えられていた検討課題を含みつつ、さらに幅広い改革にも含みを持たせた内容となっています。例えば、将来の受給者の年金水準を確保する観点からマクロ経済スライドの在り方が検討課題となっていました。基本方針ではマクロ経済スライドに限らず、年金の改定(スライド)ルール全般の見直しに含みを持たせていると言えます。また、被用者年金(厚生年金)の適用拡大については、短時間労働者にとどまらず、現在は対象外の方(従業員5人未満の個人事業所の従業員など)への拡大にも含みを持たせていると言えるでしょう。

2 | 低所得者への補足的給付などは除外

その一方で、基本方針には盛り込まれなかった内容もあります。例えば基本方針の④は、セーフティネット機能の強化を基礎年金の水準低下問題への対応と読み替え、その方策を基本方針の①～③に限定した、と言えます。これは、セーフティネット機能の強化策として、低所得者向けの補足的給付や高齢者向け生活保護の見直しなどは除外した、とも読めます。また基本方針の③は、被用者と自営業者の年金制度を区分する方針を明確にした、と言えます。前述の国民会議は、被用者と自営業者の年金を所得比例型に一元化する案について「1つの理想形」としながらも「委員の間で認識の違いが存在した」と報告書で述べていましたが、今後の改革方針ではこれを除外した、と読むことができます。

基本方針の⑤や年金部会での議論を踏まえると、今後は、すぐに対応すべきものと引き続き検討すべきものに分けて、衆議院議員選挙後に意見が取りまとめられると予想されます。取りまとめの中から何が法案化されるかという短期的な点だけでなく、継続的な議論への布石にも注目が必要でしょう。

図表1 今後の年金改革の基本方針

- ① 労働参加の促進とそれを通じた年金水準の確保
- ② 将来の世代の給付水準の確保への配慮
- ③ より多くの人を被用者年金に組み込み、国民年金第1号被保険者の対象を本来想定した自営業者に純化
- ④ ①～③を通じた基礎年金の水準低下問題への対応
- ⑤ 国民合意の形成とスピード感を持った制度改革の実施

(資料) 社会保障審議会年金部会 (2014年11月19日)

図表2 与えられていた検討の視点と検討課題

【検討の視点】

- 年金を支える経済社会の発展への寄与(特に労働参加の促進)の観点
- 持続可能性の強化とセーフティネット機能の強化の観点

【検討課題】

- 短時間労働者への被用者保険の適用拡大(労働参加の促進に向けて、多様な働き方が実現できる環境整備)
- 第3号被保険者制度・遺族年金制度の見直し(共働き世帯が一般的であることを前提とした制度設計)
- 第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除(出産により就労できない産前産後期間への配慮)
- 高齢期の就労と年金受給の在り方(高齢期の就労インセンティブを高める観点からの制度設計)
- マクロ経済スライドの在り方(持続可能性を高め、将来の受給者の年金水準を確保)

(資料) 社会保障審議会年金部会 (2014年8月20日)